

(別表 1)

事業継続力強化支援計画（第 2 期）

事業継続力強化支援事業の目標	
I . 現状	
(1) 地域の災害等リスク	
(洪水 : ハザードマップ)	
広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市洪水ハザードマップ」等によると、当商工会地域内に流れる安川、古川、太田川が台風、豪雨等で氾濫した場合、0.5m以上 20m未満の浸水が想定されている地域が広範囲に広がっている。	
■広島市洪水ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003240.html	
■洪水ポータルひろしま https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx	
■太田川河川事務所 HP : 太田川水系洪水浸水想定区域図 https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html	
■広島県河川課 HP : 平成 27 年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html	
(浸水 (内水) : ハザードマップ)	
広島市が公表している「広島市浸水 (内水) ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治 21 年から令和 3 年の間で、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は 1 時間雨量 121 mm である。	
なお、令和 7 年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水 (内水) ハザードマップの地区割の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改定後は、そちらを確認すること。	
■広島市浸水 (内水) ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html	
(土砂災害 : ハザードマップ)	
広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会地域は平野部が少ない地域であり、山林を切り開いて造成した住宅地が広がっており、土石流や崖崩れ等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地である。	
■広島市土砂災害ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003244.html	
■土砂災害ポータルひろしま https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx	
(地震 : 広島市地震想定報告書・広島市地震防災マップ)	
「広島市地震想定報告書」及び「広島市地震防災マップ」によると、「南海トラフ地震」にお	

いては最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。また、「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震」においては最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。

その他にも、広島市近郊において現在確認されている断層を震源とする地震が想定されている。具体的には、「五日市断層による地震」において最大震度 6 強、「己斐-広島西縁断層帯による地震」において最大震度 6 強、「岩国断層帯による地震」において最大震度 5 強、「広島湾-岩国沖断層帯による地震」において最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。

■広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>

■広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013472.html>

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように 国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■新型インフルエンザ等対策（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/keihatsu_tool.2024.index.html

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業者数

(表 1) 安古市町商工会地域の商工業者数等

商工業者等数	2,152 者（令和 7 年 4 月 1 日現在）
小規模事業者数	1,738 者（令和 7 年 4 月 1 日現在）
商工業者の会員数	978 者（令和 7 年 4 月 1 日現在）

②当会の会員における業種別の商工業者

(表 2) 令和 7 年 4 月 1 日現在

	商 工 業 者 等 数
建設業	334
製造業	44
卸売業	15
小売業	129
飲食業	85
サービス業	213
その他	158
計	978

(3) これまでの取組

<第1期の実施状況及び評価>

第1期では、経営指導員の巡回・窓口相談時における災害リスクや事前対策の必要性の周知やBCP策定支援、国や自治体・県連等が主催するBCP関連セミナーの開催情報の周知、損害保険会社や共済と連携したBCPの普及啓発等を実施した。

しかしながら、災害リスクに対する地区内事業者の認識やBCP策定の取組等は、地区内事業者全体に浸透しておらず、定着には至っていない。

また、第1期に発生した新型コロナウィルス感染症の拡大により、自然災害だけではなく感染症という新たなリスクに対する取組が必要となった。想定外のリスクであったため、対応が不十分であったことから、今後の対策の見直しが必要である。

1) 広島市の取組

(1) 防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画

(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)

- ・広島市地域強靭化計画

- ・広島市感染症予防計画

(2) 防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施

- ・広島市総合防災訓練の実施

- ・区防災訓練の実施

- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

(3) 防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

2) 当会の取組

①事業者BCP1者策定支援

②広島県共済と連携した火災共済等の加入および契約内容の説明・見直し促進

③商工会BCPの策定

④安否確認サービス2(非常時連絡網の活用)の活用

⑤感染症等対策備品の備蓄

⑥事業者BCPに関する国の施策の周知

・年度別事業継続力強化計画策定支援件数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	4	4	4	8	8
策定件数	1	0	0	0	0
達成率	25%	0%	0%	0%	0%

II. 課題

- ・地域内の自然災害や感染症等リスクについての認識が不十分である。
- ・緊急時の取組については、緊急連絡網の整備等にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

- ・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・当会の商工会BCPの策定、緊急時の事業者の被害状況を把握する方法および支援に向けた関係機関との連絡・情報共有ルートが構築できていない。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる当会経営指導員等職員が不足している。
- ・事業者による災害リスクの認識とそれに対応した保険の加入、BCPの策定等が進んでいない。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入への加入促進や加入内容の見直し等を共済や保険会社と推進する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と広島県商工会連合会及び広島市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から確立する。
- ・事業所BCPの作成支援を行う。

【成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援対象事業者数	8者	8者	8者	8者	8者
うちBCP作成事業者数	4者	4者	4者	8者	8者

※支援対象事業者数 経営指導員1名×2者で算出

BCP作成事業者数 経営指導員1名×1者(令和8年度～令和10年度)で算出

BCP作成事業者数 経営指導員1名×2者(令和11年度～令和12年度)で算出

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と広島市の役割分担、体制を整理し、両者が連携して以下の事業を実施する。

〈1.事前対策〉

近年多発する自然災害や様々な経営リスクから企業を守り、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにし、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ① 経営指導員が巡回時にハザードマップ等を用いながら、警戒区域の事業所に対しては、自然災害等のリスク及び被害を軽減するための取組や対策（共済加入・防災情報の収集方法等）について説明を行う。
- ② 商工会会報や当商工会のホームページ及びSNS（Facebook・Twitter等）を活用した国の施策紹介やリスク対策の必要性、各種共済の紹介などの周知を行う。
- ③ 小規模事業者に対して、事業継続の取組に関する専門家を招いた普及啓発セミナーを開催し、防災に対する意識の持ち方や行政の施策、各種共済の紹介を行う。
- ④ 事業者BCPの策定（取組可能な簡易的な計画を含む）による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ⑤ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 安古市町商工会事業継続計画の作成

当会は、令和3年6月に事業継続力強化計画を作成。

3) 関係団体等との連携

広島県共済、日本政策金融公庫等との連携強化のため年1回以上情報共有の場を設ける。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

財務状況を把握している記帳指導事業者の中からBCP支援事業者4者を選定し、伴走した計画策定、取組状況の確認を行う。

当会及び広島市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【5カ年計画目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
BCP支援事業者数	4者	4者	4者	8者	8者
フォローアップ数	20回	20回	20回	40回	40回

※BCP支援対象事業者数 経営指導員1名×1者(令和8年度～令和10年度)で算出

経営指導員1名×2者(令和11年度～令和13年度)で算出

フォローアップ回数 1事業者×5回で算出

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害や感染症等が発生したと仮定し、各関連機関との連絡・情報共有ルートの確認等を行う。(訓練は「安古市町商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」に沿って実施する)

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルをもとに下記の手順で被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

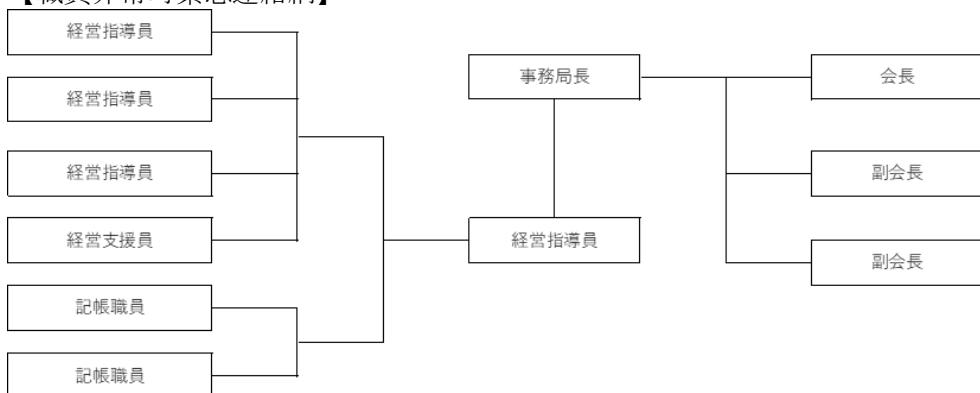
1) 応急対策の実施の確認

- ① 発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ② 安古市町商工会 BCP に基づき、安否確認サービス 2(安否確認システム)、電話、メール等を利用した安否確認及び業務従事の可否、被害状況等を当会から広島県商工会連合会へ報告した後、広島市に共有する。
- ③ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国や県等の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当商工会と広島市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
交通機関の停止、道路の寸断、暴風雨等により出勤が困難な場合は、出勤はせず職員各自の安全確保を優先し、安全を確保できる状況になった時に出勤する。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策できない場合の役割分担を決める。
- ③ 会員事業者の大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- ④ 職員に対しての事務連絡は A. 安否確認サービス 2 B. 電話 C. メールの順で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">当地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。当地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

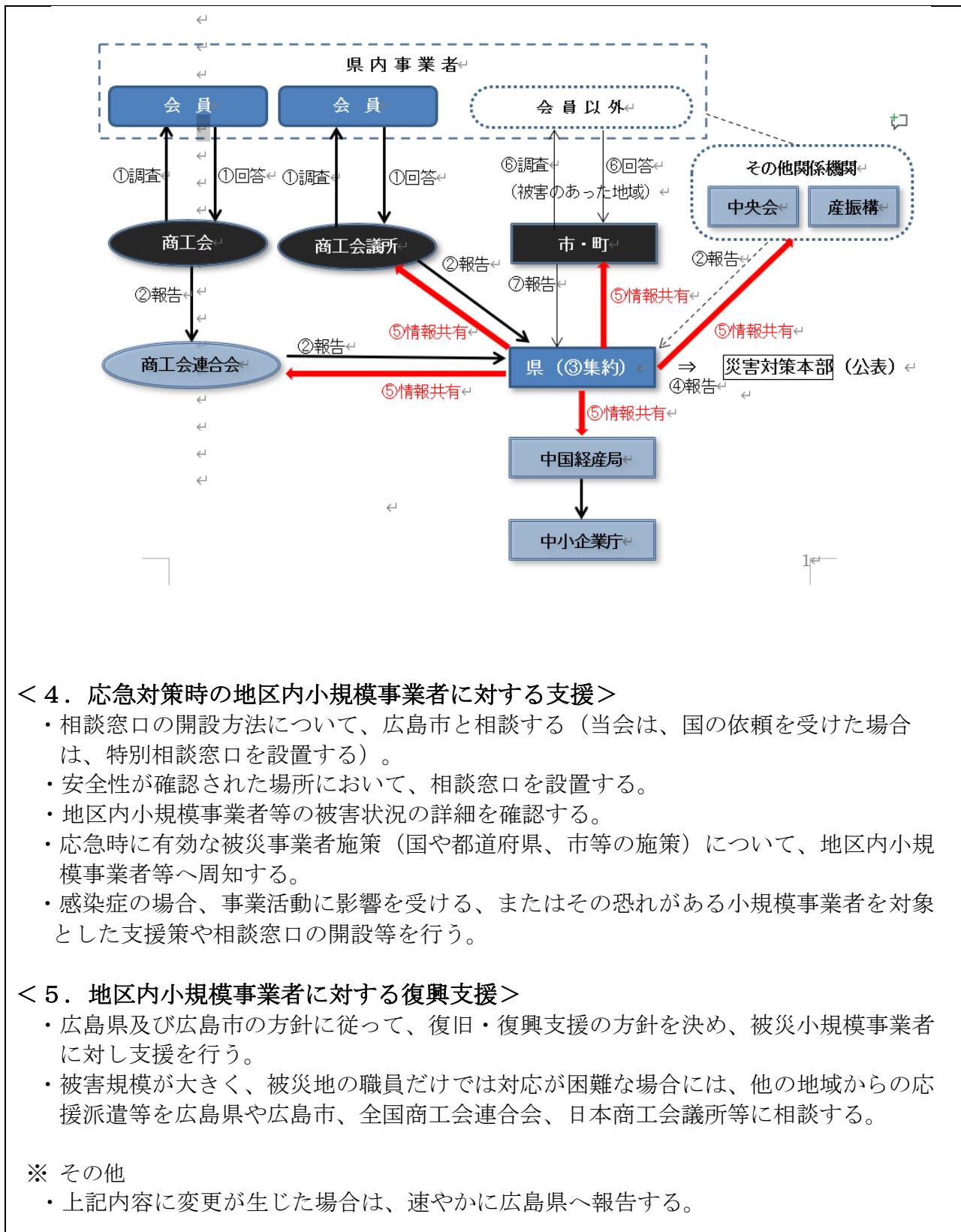
⑤ 本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

- ・感染症の場合は、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、県連へ報告した後、広島市に情報共有する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、県から報告の依頼があった場合は、当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法にて報告する。
- ・次の図面の流れで情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 広島県及び広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、全国商工会連合会、日本商工会議所等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

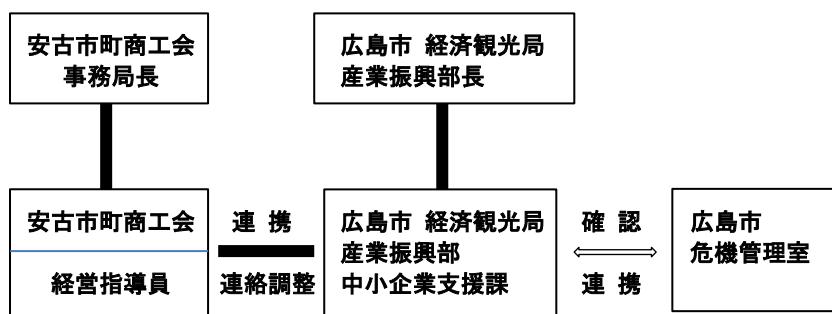
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員等の氏名、連絡先

香川 隼人（安古市町商工会 TEL 082-877-1180 詳細は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会、関係市町連絡先

- ①商工会

安古市町商工会

〒731-0123 広島県広島市安佐南区古市3丁目24-22

TEL：082-877-1180 FAX：082-876-0593

E-mail：yasufuru@hint.or.jp

- ②関係市町

広島市役所 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6-34

TEL：082-504-2236 FAX：082-504-2259

E-mail：chusho@city.hiroshima.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	880	880	880	880	880
セミナー開催費	270	270	270	270	270
委員会運営費	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作成	250	250	250	250	250
チラシ配布郵送料	140	140	140	140	140
防災・感染症対策費	170	170	170	170	170

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ① 広島県小規模事業経営支援事業指導事務費補助金
- ② 会費収入
- ③ 特別賦課金、受託料
- ④ 国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	